

第1回野生動物対策検討委員会の会議概要 (職域総合部会個別委員会)

I 日時 平成19年11月20日(火) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員】

| | |
|-------|------------------------|
| 浅野 玄 | 岐阜大学応用生物科学部準教授 |
| 坂庭 浩之 | 群馬県環境森林局自然環境課主査 |
| 須藤 明子 | 株式会社イーグレット・オフィス専務取締役 |
| 長嶺 隆 | ながみね動物クリニック院長(沖縄県獣医師会) |
| 羽山 伸一 | 日本獣医生命科学大学獣医学部準教授 |
| 本郷 健雄 | 北海道環境生活部環境局自然環境課主査 |
| 溝口 俊夫 | 福島県鳥獣保護センター所長 |
| 森光 由樹 | 兵庫県立大学森林動物研究センター専任講師 |
| 渡辺有希子 | 環境省釧路湿原野生生物保護センター |

(欠席委員)

高島 一昭 鳥取県動物臨床医学研究所評議員

【環境省】 徳田 裕之 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室鳥獣専門官

【本会】 大森 伸男(専務理事・職域総合部会長)、
細井戸大成(理事・小動物臨床部会長)ほか

IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 委員長・副委員長の選任
- 3 委員会報告の取りまとめと対応の経過等
- 4 委員会の検討テーマ等
- 5 環境省からの説明
- 6 委員会における検討事項

V 会議概要

大森専務理事から、「多忙の中お集まりいただき感謝する。野生動物に係る諸問題が社会的に注目される中、本会においても平成13年から野生動物対策を検討する委員会を立ち上げ検討を進めてきた。国においては、動物愛護管理法改正に際して飼育者の責任の明確化が図られ、また、新たに施行された外来生物法により特定外来生物の取り扱いに係る規定が整備される等の環境を整えつつある中、前期の野生動物委員会では報告書「外来生物に対する対策の考え方」を取りまとめ、各方面への要請を行った。今期の委員会では野生動物対策全般に係る体制の整備・充実についてご検討いただきたい。各委員のご協力をお願いしたい。」旨の挨拶があった後、委員会出席者が紹介された。

1 職域別部会の運営等

- (1) 大森専務理事から、①「日本獣医師会組織機構図」に基づき本会組織における職域別運営機関としての部会の位置づけが、②「日本獣医師会（部会委員会の構成）」に基づき職域総合部会の個別委員会としての本委員会の位置づけが、③「日本獣医師会職域別部会運営規程」に基づき、第6条の内容を中心に個別委員会の設置にかかわる事項が説明された。
- (2) 前期まで小動物臨床部会の個別委員会として位置づけられていた野生動物委員会が、今期から職域総合部会の個別委員会である野生動物対策検討委員会と位置づけられたことについて、大森専務理事から、今回の検討内容が小動物分野だけではなく、獣医師の幅広い活動分野に係る内容であることによるものであることが説明された。

2 委員長・副委員長の選任

- (1) 委員の互選により、羽山伸一委員が委員長に、坂庭浩之委員が副委員長に選任された。
- (2) 羽山委員長から大要以下の挨拶があった。
 - ア 獣医師が野生動物を取り扱うプロであることの社会的認知を高め、野生動物に係る各分野で野獣医師の配置を促進することを目指して検討を進めたい。
 - イ これまで野生動物委員会において、野生動物の救護対策、さらに希少動物の保護とも密接に係る外来生物対策のあり方等の検討がなされ、それぞれ報告書を取りまとめて関係方面への要請活動を行った。
 - ウ 報告書「野生動物救護対策のあり方」は、先ごろ改正された鳥獣保護法に基づく鳥獣保護事業計画の基本指針の策定に反映された。
 - エ 近年、野生動物に係る社会の考え方にも変化が見られ、動愛法改正、自然再生法の制定、外来生物法の制定等の整備も進んでいる。
 - オ 全国での野生鳥獣による被害が深刻化する中、対応できる人材の育成のための体制整備が求められるようになり、農水省が昨年、農作物野生鳥獣害対策アドバイザー制度を設け、全国的に活動しているが、発足間もないこともあり、社会的評価は高まっ

ていない。

カ 自民・公明両党から有害鳥獣被害防止特別措置法案が今国会に提出されるが、この中でも人材育成についての記載がある。

キ これらのことから、ようやく野生動物分野でもプロの人材が必要とされる時代が到来したといえる。

ク 社会的環境が整備され、機は熟したといえる今日、野生動物分野において、専門職としての獣医師はどのような役割が果たせるか、果たすべきかについて、十分整理する必要がある。

ケ その上で、獣医師がプロとしてその役割を果たす仕組みを確保するには今後どのような体制整備が必要なのか等について議論したい。

コ 今回の委員会でも2年間の検討ののち、報告書を作ることを目指している。今後の検討において、委員各位には忌憚のない意見を期待する。

(2) 坂庭副委員長から、大要以下の挨拶があった。

ア 人と動物の関係がクローズアップされる中、野生動物対策への社会的なニーズが高まる一方、活動の中心となるべき地方自治体においては、公務員獣医師の需給が逼迫している。

イ 群馬県においては、食肉衛生検査所の再編により人員を確保し、自然環境課を立ち上げて獣医師を配置した。

ウ 現場での状況を見ると、今後の野生動物対策のための環境整備の必要は明らかである。

3 委員会報告の取りまとめと対応の経過等

(1) 羽山委員長から、平成19年7月にとりまとめられた野生動物委員会報告「外来生物に対する対策の考え方」について、以下が説明された。

ア 本報告書は、外来生物法の施行により、行政による取り組みが緒についたところであるが、各自治体等での取り組みや、獣医師や一般の人が外来生物を取り扱う場面における考え方をとりまとめたものである。

イ 報告書の内容を受け、日本獣医師会は平成19年7月31日付け19日獣発第123号「外来生物対策の推進について」として環境省自然環境局長及び都道府県野生動物・外来生物対策主管課長あてに、外来生物対策に係る施策推進への本報告書の活用と獣医師会との連携について要請を行った。

ウ 報告書中の「特定外来生物の安楽殺処分に関する指針」及び「外来生物法に基づく防除実施計画策定指針」については、各方面で高い評価を頂いているようであるが、内容の実現のためにはまだ整備が必要な面もある。

(2) 大森専務理事から、その後の対応として以下が説明された。

ア 獣医師の職域等に係る主要省庁には、農水、厚労、文科、環境の4省がある。本年9月に、これら各省の課長、室長等実務担当者とは関係者合わせて30名ほどが集まって関係者懇談会を開催し、外来生物に係る内容をはじめ関係省庁にまたがるさまざま

まな課題について意見交換を行った。4省の担当者が集まるのは今回が初めてであり、環境省からは野生生物課外来生物対策室長、総務課動物愛護管理室長ほかのご出席を得た。

イ この中で、①野生動物の救護と外来生物対策の一層の推進について、今後とも獣医師会と国、都道府県との連携のもとで対策を推進していただきたいこと、②獣医師専門職の配置の推進について、動物愛護担当職員に係る環境整備推進、野生動物や外来生物対策にあたる専門職の配置の推進を都道府県及び政令市において進めていただきたいことを要請した。

4 委員会の検討テーマ等

(1) 羽山委員長から、委員会の検討テーマが資料に基づき説明され、委員からの質問に答える形で特に以下について説明された。

ア 「野生動物対策」とあるが、これは有害鳥獣の駆除等を意味するものではなく、救護や希少種の保護等をも含めた幅広い意味での野生動物の保護・管理全般のことである。

イ 獣医師専門職の配置について、公務員にとどまらず、民間レベルまで含めた議論を行いたい。

イ 海外事例等については、参考にはするが、あくまで日本国内で実現可能な範囲で検討していきたい。

ウ 提言としてとりまとめる上で、専門家集団として野生動物と係る獣医師の社会的意義と役割について整理していきたい。

エ そのために、職域の整理とともに、社会に受け入れられる形での獣医師専門職の配置の推進がなされるような仕組みを検討したい。

5 環境省からの説明

(1) 環境省、徳田専門官から、資料に基づき以下について説明された。

ア 狩猟者等、鳥獣保護管理の担い手が減少している。狩猟者数の推移を見ても、昭和50年代には全国で約50万人（うち60歳代は1割程度）であったものが、現在では20万人（うち60歳代が5割程度）となっており、人材育成・確保の必要性が高まっている。

イ 環境省の取り組みとしては、平成11年に特定鳥獣保護管理制度を導入し、場当たりの対応ではなく、生息数や分布、密度、被害状況等のデータに基づいて保護管理を推進する仕組みを作った。

ウ この制度の下では都道府県知事が保護管理計画を作成できるものとしたが、現在、沖縄を除く46都道府県で90の保護管理計画が作成されている。

エ 現在では、都道府県の担当者レベルでの意識の高まりは見られるが、実際の取り組みの中身は必ずしも充実しているとはいえない。カワウ、ツキノワグマ等の広域鳥獣の問題をはじめ、さまざまな専門的課題があるが、これらを検討し解決に導くには人材の不足が大きな障害となっている。

オ 平成17年度からは、都道府県の担当者を対象として特定鳥獣保護管理計画の作成

などについて、年間3つの動物種に絞って技術的研修を進めている。

カ しかしながら、人材育成についてはまだまだ十分ではないとの認識から、今回、鳥獣保護管理に係る人材育成事業について、昨年を大幅に上回る予算を要求しているところである。

キ 狩猟者の役割として、農水省では農作物被害対策の担い手としての位置づけが主であるが、環境省としては野生鳥獣保護管理対策全体の担い手として考えている。特定鳥獣保護管理計画に基づく実施計画の作成を行えるレベルの人材を育成したい。

(2) 羽山委員長から、国や自治体の獣医職ポストはごくわずかであり、今後の拡大が望まれる旨説明された。

6 委員会における検討事項

(1) 羽山委員長から、環境省での取り組み以外の各種事例について、資料に基づき説明された。

ア 農水省における農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（以下、「登録アドバイザー」という。）の登録制度について説明された。

(ア) 登録アドバイザーは農業被害防止対策に係る「防護」の分野に関する専門家とする。

(イ) 課題としては①予算が不十分である、②登録要件の整備が不十分である、等があげられる。

イ 日本獣医生命科学大学に設置された野生動物教育研究機構について、以下の内容が説明された。

(ア) 我が国で最初に野生動物学の講座を設置したのは日本獣医生命科学大学であり、今年24年目になる。学内では最も新しい講座であるが、現在6名の専任教員を擁している。

(イ) 2学部3学科体制での運営の中、教員がそれぞれの学部・学科に分かれ、教育目標もまちまちであることが課題であった。

(ウ) 今回、大学院・学部・学科といった垣根を越えた横断的仕組みとして「野生動物教育研究機構」を立ち上げることとした。

(エ) 野生動物教育研究機構が実質的な事業主体となって、文部科学省の「農学系大学出身者の再教育による野生動物対策専門職育成プログラム」事業を今年度からの3年事業として実施している。

(オ) 3年後を目標に、野生動物教育を行う各大学との連携により、「野生動物管理士」の資格認定組織を立ち上げることとしている。

(カ) 羽山委員長と出席者との間で、以下の質疑応答が行われた。

a 「スキルアップの具体的方法はどのようなものか。」との質問に対し、「延べ10日間くらいの実習を中心としたプログラムを予定している。今年度は神奈川県と連携してモニタリング調査を行う。現場を熟知している担当者を育成し、やがては動物種ごと更に具体的な内容を取り入れたプログラムでスキルアップを図りたい。」と回答された。

- b 「教育を受ける側の目的意識はどこにあるのか。」との質問に対し、「今後、資格を生かしたポストを社会の中に作っていくことで応えたい。」と回答された。
- ウ 日本野生動物医学学会の認定専門医制度について説明された。
- (ア) 日本野生動物医学学会は13年前に設立された学会であるが、野生動物に特化した専門医を養成しようということになり専門医の認定制度を設けた。
- (イ) 学会会員歴や業績等の各項目ごとにスコアをつけ、その合計が100点以上のものに認定のための受験資格が与えられる。
- (ウ) 環境省 徳田専門官から、鳥インフルエンザの検査を行う事業を委託する際の入札条件として、野生動物専門医の資格を有することを示している旨説明された。
- (2) 出席者から、自己紹介と併せて野生動物対策に関する意見が述べられた。内容は以下のとおり。
- ア 大学でも、野生動物に興味を示す学生は多い。しかしながら教育体制が十分ではない。人材の育成のために、教育環境の整備も必要である。
- イ 狩猟免許の更新時の講習を人材教育の機会として捕らえ、専門家を講師に招く等により有効に機能させるべきである。また、環境アセスメントに係るフィールド調査については、資格制度がない中で、知識のない担当者による正確さに欠ける調査が横行している。専門家の育成と専門職の配置が必要である。
- ウ 野生動物対策の現場において獣医師は、知識と技術を併せ持った「便利な存在」である。獣医師もこれを前面に出してアピールする一方、資格制度等によりスペシャリストとしての地位を固める必要がある。人工発情を利用したマングースの防除等、獣医師ならではの視点からの取り組みも可能である。
- エ 動物に何らかの異変が見られた時、獣医師がいれば解剖する等によって有効な情報をキャッチできる。こうした獣医師ならではの知識や能力に基づく価値がもっと認められるべきである。
- オ 兵庫県では今年、森林動物研究センターを立ち上げ、6名の大学教員で人材育成を行っている。県の行政職5名に対して教育を行っているが、この中で獣医師は1名だけである。現場の状況を考えれば、真っ先に要求されるのはクマの捕獲技術であるが、麻酔の仕方一つとっても、獣医師ではない人にとって相当高いハードルであり、最低限の教育しかできていないのが現状。獣医師であれば、動物の取り扱いの専門家であり、トレーニングすればスキルアップは容易だが、獣医師でなければなかなか厳しい。野生動物対策に係るポジションへの獣医師の配置が望まれる。
- カ 野生動物の救護が、歪んだ形の動物愛護に傾きつつある場面に遭遇するが、動物との正しい係り方ができるのは獣医師。野生動物救護の場面でも、獣医学をベースにした専門教育を受けた獣医師が必要である。
- キ 北海道で先般、街中に野生のシカが出没したが、そこに猟友会が駆けつけた際に住民からの反発にあい、対応に苦慮した。専門知識と技術を持った獣医師が駆けつければ、住民感情は全く違ったと思われる。この件では、丸山動物園に獣医師がいたが、麻薬研究者免許を持っていなかったために、施設外にケタミンの持ち出しができず、出動できなかった。普段から、対応できる職員がいればよかった。

ク 動物の大量死があったときにも、獣医師がいれば原因の究明が進められるが、自治体には十分な獣医師がいない。

VI まとめ

1 羽山委員長から、各委員の意見を参考に、今後の進め方の流れとして、以下の項目案が示され、了承された。

(1) 社会的ニーズの明確化

野生動物に係る獣医師専門職が必要とされる背景と理由を整理する。

(2) 実態の把握

獣医師専門職の就業実態について、地方獣医師会を通じて、もしくは都道府県に直接アンケートをとる形で、社会ニーズとしての専門職の必要性と就業の実態を調査する。

ア 整理の方法は、①就業分野について（臨床、保護管理、病理・感染症対策、教育・研究）、②就業部門について（国、地方自治体、民間団体、動物園・水族館）をそれぞれ本庁、現場、検疫所等の機関ごとにとりまとめるものとする。

(3) 専門職の育成方法

獣医師の知識の上に立つ野生動物対応における専門的スキルについて検討、整理する。

(4) 法整備を含めた制度的対応

獣医師法、獣医療法の対象外である野生動物について、縦割りの行政の中で十分な対応がなされていない現実を踏まえ、環境省への獣医職の配置を始め、関係法令の整備等、全般に係る体制整備の議論を深めたい。

2 具体的には、次回委員会までに委員長、副委員長及び事務局で項目案をさらに検討のうえとりまとめ、実態把握のための調査を進めることとされた。

3 次会委員会は上記の作業を進めた上で平成20年4月ごろに開催することとされ、会議を終了した。